

厚生委員会会議録

平成25年12月18日(水)

(開会) 10:35

(閉会) 12:15

【案件】

1. 議案第 86号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第 87号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第 88号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第 91号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第104号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例
6. 議案第105号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
7. 議案第112号 財産の譲渡(枝国保育所)
8. 請願第 11号 ひきこもりに対する支援の充実を求める請願

【報告事項】

1. 飯塚市民生委員児童委員の一斉改選について (保護第1・2課)
2. 指定管理施設の評価について (社会・障がい者福祉課)

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第86号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

医療保険課長

議案第86号の補足説明をいたします。補正予算書の123ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9956万9千円を追加いたしまして、総額をそれぞれ152億9421万9千円と定めるものでございます。今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込み額を試算し歳入歳出において予算の増減を行っております。

134ページをお願いします。まず、歳出予算の主なものについてご説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、528万9千円の減につきましては、震災復興財源確保のための給与減額措置による人件費等の減によるものでございます。1款、1項、3目医療費適正化特別対策事業費の286万9千円の減につきましては、レセプト点検委託料の入札残などによる減額でございます。

135ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、9月までの実績から3月分までの見込みを推計し、一人当たりの医療費の増加により6424万3千円増、2目退職被保険者療養給付費につきましては、被保険者の減少により1億1227万円を減額といたしております。

136ページをお願いいたします。2款保険給付費、2項高額療養費、2項退職被保険者等高額療養費につきましては、退職の療養給付費と同様に被保険者の減少により3252万7千円を減額計上をいたしております。

137ページをお願いします。3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金、138ページの6款介護納付金につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合及び社会保険診療報酬支払基金への納付額が確定いたしましたので、その金額にあわせて補正をいたしております。

140ページをお願いします。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金につきましては、24年度の国庫負担金等の超過交付分を返還するものでございます。

続きまして歳入のほうに移ります。129ページをお願いいたします。1款国民健康保険税、2項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から推計し、当初予算額27億2906万1千円から約3.4%減の26億3635万1千円を計上いたしております。この減少の原因でございますが、被保険者の減少によるものではないかと考えております。

130ページをお願いします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金につきましては、歳入予算の前期高齢者交付金、及び歳出予算の後期高齢者支援金並びに介護納付金の増減に伴いまして5700万6千円の減額をいたしております。

131ページをお願いします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、2節の特別調整交付金で精神結核分医療費の増などにより総額で1億314万8千円の増額補正をいたしております。なお、当初予算では8246万6千円の黒字分を普通調整交付金で財源調整していましたが、24年度分の超過交付分の返還などの影響で黒字が縮小いたしまして1865万8千円を財源調整いたしております。4款療養給付費交付金につきましては、歳出予算の退職被保険者等療養給付費、及び高額療養費の減額、及び平成24年度の未交付分5980万5千円の交付等により、合わせて6882万1千円の減額補正をいたしております。5款前期高齢者交付金につきましては、24年度の交付額が確定しましたので2億1433万7千円増額補正をいたしております。

132ページをお願いします。6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金につきましては、国庫負担金と同様の理由から減額補正をいたしております。

133ページをお願いします。9款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定事業繰入金、及び普通交付税の係数変更による財政安定化支援事業繰入金等の減額のため、5464万5千円の減額補正を行っております。10款繰越金につきましては、24年度の繰越金7545万4千円を計上いたしております。

以上で、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

1点だけ確認ですが、134ページの職員給与が減額になっておりますが、これは先に行われました、ことし7月から来年3月までの一般職及び手当の削減が行われたところによる減額なのかどうか、1点だけお願いします。

医療保険課長

今回の減額につきましては、いま委員が申されましたその分とあわせて、職員の異動に関する分の減額というも入っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

いま言われましたように、職員給与引き下げに反対の立場からこの議案に対しても反対の態度をとらせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第86号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手

願います。

(拳 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第87号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の145ページをお願いします。今回の補正につきましては、全費目について見直しを行い、決算見込みにより補正を行うもので、第1条第1項で保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1億5180万9千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ126億3322万3千円に同条第3項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1004万円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2764万7千円と定めるものでございます。また、第2条の債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、補正予算書の149ページの第2表のとおり、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援委託料を平成25年度から平成26年度の期間で、限度額407万2千円と定めるものでございます。補正の内容につきましては、保険事業勘定の事項別明細により、主なものについて、歳出・歳入の順で説明いたします。

補正予算書の155ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の501万7千円の減は、主に人件費の減によるものです。次ページの同款、3項介護認定審査会費につきましては、1目介護認定審査会費において、上半期の実績から審査会経費を決算見込額により減額し、また、同ページの2目認定調査等費においては、人件費の減及び、次ページ157ページの主治医意見書等作成手数料、及び介護認定調査委託料が制度改正による更新期間の見直しにより、審査件数が減少したことにより減額するものでございます。

157ページをお願いします。中段の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費5716万3千円の増額から、160ページ上段の6項その他諸費、1目審査支払手数料86万7千円の減額まで、各目の増減補正は、今年度前半の保険給付状況の実績に応じて、今後の給付見込みを保険給付全般にわたり見直し、保険給付費の総額を120億5954万3千円にしようとするものでございます。

続きまして160ページをお願いいたします。3款地域支援事業費、1項事業管理費、1目事業管理費の1255万円の減額は、先ほどと同様、主に人件費の減によるものでございます。

161ページの同款、2項介護予防事業費の250万1千円の減額につきましては、主に、健康づくりデイサービス業務手数料の決算見込額の減によるものでございます。次ページの、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費の7万5千円の増は、主に緊急通報システム運営業務委託料が減少したものの、家族介護手当給付費の決算見込額の増によるものでございます。

次に163ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の932万6千円の増につきましては、地域支援事業支払基金交付金の返還金、及び国・県の介護給付費の負担金の前年度額の確定に伴う超過受け入れ分を返還するものです。

次に、歳入について説明いたします。151ページをお願いします。1款保険料、1項介護保険料、1目、第1号被保険者保険料345万8千円の減額は、7月の本算定状況から決算額を見込み補正するものです。同じページの3款国庫支出金、次ページの4款支払基金交付金、5款県支出金、153ページの7款繰入金、1項一般会計繰入金までは、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの負担割合で歳入額の増減補正をしております。同じく153ページの7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費支払準備基金繰入金で、

給付費財源の調整を行っておりますが7280万1千円の増額となっております。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1056万6千円の増額は、前年度繰越金を計上するものでございます。

続きまして、167ページから172ページの介護サービス事業勘定につきましては、全体で1004万円の増額となっております。これは主に170ページの職員給与費が減額となったものの、指定介護予防支援業務手数料の増、及び169ページの介護予防サービス計画費収入の増によるもので、それに合わせて、歳入及び歳出を増減補正しております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

先ほどの国民健康保険税の会計と同様に、職員給与の引き下げ、これが含まれておることによって反対の態度をとらせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第87号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

医療保険課長

議案第88号の補足説明をいたします。補正予算書の173ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3902万7千円を追加し、総額をそれぞれ17億6684万4千円とするものでございます。

177ページをお願いします。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、先ほど国保会計でもご説明しましたが、震災復興財源確保のための給与減額措置による人件費等の減額により401万2千円の減額となっております。

178ページをお願いします。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3月までの保険料納付見込分、及び保険料分の繰越しました平成24年度の出納整理期間の保険料を納付するもので、4304万2千円の増額となっております。

176ページをお願いします。歳入についてご説明いたします。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金につきましては、歳出の総務費の401万5千円の減額により同額の減額となっております。4款繰越金は、24年度の出納閉鎖期間の25年4、5月分の保険料4258万1千円を繰り越し増額となっております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

先ほどの議案と同様に、職員給与の引き下げが含まれているということで反対をさせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第91号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長

補正予算書201ページをお願いします。「議案第91号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。介護サービス事業特別会計は「特別養護老人ホーム筑穂桜の園」の管理運営に関する予算です。今回の補正の主な内容は、介護給付費、自己負担額の収入の増、及び前年度繰越金の補正とそれに伴う歳出での財源調整のための増額補正となっています。第1条において、歳入歳出それぞれ683万7千円を追加し歳入歳出の総額をそれぞれ1億6400万6千円とするものです。

205ページをお願いします。補正予算の内容につきましては、事項別明細書の歳出から補足説明をいたします。2款基金積立金、1項基金積立金、1目特別養護老人ホーム運営基金積立金は、前年度繰越金、利子収入と運用収入の増額補正による剰余金となる財源683万7千円を増額して基金に積み立てるものです。

続きまして、204ページをお願いします。歳入について、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目介護給付費収入は短期入所利用者増加による介護給付費211万3千円の増額。2項自己負担金収入におきましても308万1千円の増額となっております。2款財産収入、1項財産運用収入の17万1千円は運営基金の預金利子及び運用収入の増であります。3款繰越金は前年度繰越金を計上しています。

以上、簡単ではありますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

子育て支援課長

「議案第104号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。議案書の13ページをお願いいたします。飯塚市立相田保育所は平成27年4月1日より民営化のため、飯塚市立保育所条例より削除するものであります。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

相田保育所は定員数が120ということで、大きな保育所で、地域的にも広い地域を抱えているところだと思いますが、この相田保育所がいつ頃できて、どういう役割を果たしてきたのかということをお尋ねします。

子育て支援課長

相田保育所の建築年次は昭和47年度ということでございます。従いまして、40年にわたりまして二瀬地区の保育にかかる児童を保育してきたという経緯があります。大変当時は二瀬地区の人口も多く、保育所の役割としては大きなものがあったというふうに理解しております。

宮嶋委員

大変大きな、特に伊岐須小学校、マンモス校を抱えております。隣接している保育所ですので、それなりにお隣にあるということで、ご父兄の、保護者の方は安心感もあって、小学校と一体になってやってきた保育所だというふうに私も思っています。いま保育士の方が正職員と臨時と嘱託とかいろいろあるんですかね。それぞれ何人いらっしゃるのか、教えてください。

子育て支援課長

およそ保育所は20名ほどいらっしゃいます。そのうち、正職員は8名でございます。

宮嶋委員

民営化するということになって、8名しか正職員がいらっしゃらなくて半数以下なんです。ということでは、こういう方々がどういうふうになれるのかなというのがちょっと心配があるんですが、その辺をどういうふうと考えてありますか。

子育て支援課長

移譲先法人への引き継ぎにつきましては、一応現在8名の臨時職員が引き継いだ後の民間の法人のほうに移行して、保育の連続性に努めていくように配慮するような考えでおります。

宮嶋委員

それではこれを民営化することによって、飯塚市の財政の削減金額、教えてください。

子育て支援課長

24年度の決算ベースで試算いたしまして、2778万6497円、およそ2700万円あまりを考えております。

宮嶋委員

そういう意味では、2700万円ぐらいの金額を削減するために、公の保育を投げ捨ててしまうと。本来、特に市長は子どもが輝くと、子どもは宝だということはずっと当初から言われてきておりましたのに、こういう施策はいかなものかなというふうにいま感じております。以上です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

相田保育所の民営化ということで、やっぱり公の責任を投げ捨ててしまうと、特にこれからの子ども達を育てていくという分野での保育を、公から外すということに対して反対の態度をとらせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第104号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

こども育成課長

「議案第105号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。議案書の15ページをお願いいたします。この議案は庄内地区にございます中央児童館が旧庄内幼稚園へ移転することに伴い、児童館の名称、及び位置を変更するもので、中央児童館、飯塚市綱分596番地3を庄内児童館、飯塚市綱分577番地1に変更するため条例の一部を改正するものでございます。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 財産の譲渡(枝国保育所)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

子育て支援課長

「議案第112号 財産の譲渡(飯塚市立枝国保育所)」について補足説明をいたします。議案書29ページをお願いいたします。30ページには平面図、31ページには、枝国保育所位置図を添付させていただいております。財産処分の内容といたしまして、譲渡する財産、枝国保育所園舎、所在地飯塚市枝国515番地40、構造、鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積852.34㎡、譲渡の相手方、福岡県飯塚市忠隈50番地67、社会福祉法人常葉会理事長 森山 仁志氏であります。なお無償譲渡の決定のあたりましては、飯塚市財産管理審議会、及び付属機関である保育所・幼稚園あり方検討委員会の審議、協議を受けた中で決定しております。また物品、遊具及び備品については、飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条第1号の規定により無償譲与と考えております。土地については保育所運営を安定的に継続するために、有償貸付で考えております。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

枝国保育所を無償で譲渡するということですが、この枝国保育所の資産価値、いくらあるのか教えてください。

子育て支援課長

飯塚市財産管理審議会におきまして、そこの議論の中では平成26年4月1日の推定価格が1220万円となっております。

宮嶋委員

以前お聞きしました、いわゆる横田保育所が最初でしたけれども、その基準より低ければ無償譲渡ということで、1220万円ということで無償譲渡になったということですね。間違いありませんかね。

子育て支援課長

審議会におきましても、横田保育所の26年4月1日時点の推定価格より低額と推定されるということで、このような取り計らいになっております。

宮嶋委員

横田保育所の当時の金額ではなくて、現在の金額ということですね。いくらになりますか。

子育て支援課長

平成26年4月1日時点の推定価格が3610万円というふうになっております。

宮嶋委員

土地については、その後、ほかのことに使うというようなことがあってはならないということでしょうけれども、有償ですと言われましたけれども、土地はどのくらいあって、いくらで貸されるのか、お願いします。

子育て支援課長

土地については、現在の推計でございますが、広さは2,675.54平米、これを飯塚市の公有財産管理規則にしたがいまして計算しましたら、年額としまして76万7677円というふうに推計しております。

宮嶋委員

土地を計り直したら少なかったとかいうふうにならないんでしょうかね。現在の職員数、正職が何人いらっしゃるのかとかいうのはわかりますか。

子育て支援課長

正職員は現在8名でございます。

宮嶋委員

8名。この方々はもうだいたい行き先が決まっているという。あと嘱託とか、その他の職員の人数はどうなりますか。

子育て支援課長

枝国にしましては、臨時の保育士さんのうち、一応4名を引き継ぎの保育士として残す予定でございます。正職員の行き先につきましては、今後検討して行く予定でございます。

宮嶋委員

全体の職員の数は正職8名と臨時4名、12名ということですか。

子育て支援課長

ちょっと、今日現在の臨時職員の正確な数字は持っておりませんが、20名近く全体の職員はおります。したがって、十一、二名の臨時保育士がいるというふうに思っております。

宮嶋委員

先ほどの相田保育所がですね、半数以下だったですね、正職が。そういう意味では、もっと臨時職員の方がいらっしゃるんだと思います。そのうち4名が新しい常磐会のほうに移っていただくということが決まっているということで、それ以外の方ですね。こういう方に関して何か、市として何か考えてあるのかどうか、お尋ねします。

子育て支援課長

保育士を引き継ぎのために残すにあたりましては、保育士さん方の希望を聴取いたしまして調整をさせていただいております。残りの臨時の保育士さんにつきましては、今後は正職員と合わせて、新年度、配置等を検討していく予定にいたしております。

宮嶋委員

ということは、臨時ですから、雇用、または再雇用になるんでしょうけど、もう保育所がなくなりましてからいいですよということではなくて、ほかの保育所に移っていただくとか、そういうことを考えてあるということでもいいですか。

子育て支援課長

現在、保育士不足ということで、私ども大変確保に苦慮しておりますので、できるだけ保育士さんについては継続して働いていただきたいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

いろんなところで決めたことだからというようなことですが、次々と公立保育所を民営化させて、そして、いわゆる公有財産、無償で払い下げるといったようなことが続いていて、本当に保育に責任を持つ、次世代の子ども達を育てていくという市の姿勢から考えると納得できませんので、反対の態度をとらせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 財産の譲渡(枝国保育所)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第11号 ひきこもりに対する支援の充実を求める請願」を議題といたします。提出されています資料について、執行部の説明を求めます。

健康・スポーツ課長

ひきこもり対策に関する資料について補足説明をいたします。まず、福岡県内ひきこもり対策実施状況調べ、これA4横サイズの資料をお願いいたします。県内の27市うち、何らかの関連事業を行っておりますのは、資料に記載しております北九州市、福岡市、その他に6市ございまして、残りの19市については行っておりませんので記載を省略しております。まず、北九州市であります、精神保健福祉センターを設置し、ひきこもり家族教室、支援者研修、講演会等を行っております。福岡市はひきこもり成年地域センターを設置し、ひきこもり相談窓口を設けております。筑紫野市、春日市、大宰府市、福津市におきましては、同じような状況でありまして、ひきこもりに特化しておらず、健康に関する相談窓口で対応することになっていることとあります。うきは市であります、社協に委託して相談支援専門員を配置しております。最後に宮若市ですが、人権・同和教育研協議会が平成24年度にアンケートを実施しております。

次に、A4サイズ縦の資料をお願いいたします。ひきこもりに関するアンケート報告書、これは宮若市が行いましたアンケートの報告書でございます。まず1ページをお願いいたします。「1目的」では、ひきこもりに関する宮若市の実情を把握し、基礎的な資料を得ること、となっております。「2方針」では、先進地、これは秋田県の藤里町やフリースクール・寺小屋みらいの会の協力を得て設問を設定したというふうになっております。「3調査対象」でございますが、宮若市に居住する18歳以上の市民1430人。「5実施機関」は、宮若市人権・同和教育研究協議会となっております。回収状況でございますけれども、有効回収数が350人(24.6%)となっております。次に調査項目でございますけれども、3ページから13ページに項目と結果が記載されておきまして、主なアンケート項目はとしましては、あなたは半年

以上家族以外、これは他人との交流がなく、学校にも仕事にも行っていないか。また、ひきこもり状態に共感できると思うか、また知り合いにそういう人がいるかといった内容になっております。

以上で補足説明をおわります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

鯉川委員

アンケートの結果から、何がわかったとしてあるのか、教えていただけますでしょうか。

健康・スポーツ課長

アンケートの結果からでございますが、有効回答数が350人ということでございまして、年齢別でみると30代が48.3%と一番多く、10代から30代の合計が85.4%という結果になっているというふうになっております。半年以上家族以外と交流がない、また学校・仕事にも行っていないという質問に対しましては、1.1%の方が「はい」と回答しています。「はい」と回答された方は、自分の趣味に関する用事の時だけ外出するという場合、もしくは近所のコンビニなどに出かけるに該当するというふうに回答されています。結果として宮若市内のひきこもり推計人数は、「準ひきこもり」、それから「狭義のひきこもり」、それぞれ171名以上、「広義のひきこもり」は3,752名というふうに推計ができるというふうになっております。

以上でございます。

鯉川委員

いま説明がありました宮若市人権同和教育研究協議会のアンケート調査に出てくる、いま言われた準ひきこもり、狭義のひきこもりとは何を指しているのか、わかる範囲で構いませんので教えていただけますでしょうか。

健康・スポーツ課長

「準ひきこもり」「狭義のひきこもり」でございますが、国が定義しておりまして、(1)としまして、ふだん家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出するという方。(2)としまして、ふだん家にいるが、近所のコンビニなどに出かけるという方。それから(3)、自室から出るが家からは出ないという方。4番目としまして自室からほとんど出ないという、この4つの基準を設けておりまして、このうち(1)のふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出するという方は「準ひきこもり」というふうに定義をしております。残りのふだん家にいるが、近所のコンビニには出かける、から自室からほとんど出ないという方に該当する方を「狭義のひきこもり」としております。また、「準ひきこもり」と「狭義のひきこもり」を合計しまして「広義のひきこもり」とするとされております。なお、「広義のひきこもり」に該当する人でございますが、「狭義のひきこもり」か「準ひきこもり」に該当するのかが判断できない方が、この結果では非常にアンケートから多いため、合計数とはなっておりません。また、(1)から(4)のいずれか1項目に共感できる方を「ひきこもり親和群」と呼ぶというふうになっております。

鯉川委員

アンケートを実施されて、そのアンケート調査後、宮若市ではどのような対策がなされたのか、わかれば教えていただけますでしょうか。

健康・スポーツ課長

現在までアンケートの結果についての反映とまでは行っておりませんが、調査結果を実施した人権同和教育研究協議会、この会員の皆様の啓発や知識の普及に利用しているとのことでございます。

鯉川委員

アンケートをはしたけども、具体的な対策に結びつかないと意味がないと思いますので、宮若市は今後どのようにそれを生かしていこうとしているのか。もしわかれば、お教えていただけますでしょうか。

健康・スポーツ課長

今後でございますが、宮若市としましては相談窓口等の設置につなげたいという意向はお持ちのようでしたが、まだ具体的な市政への反映の予定はないということでした。

守光委員

いまの答弁で、もし今後飯塚市がアンケート調査を行うとしたら、その結果としてどのような施策につながっていくのか。考えがあればお知らせください。

健康・スポーツ課長

仮に宮若市と同様のアンケートを実施いたしましても、ひきこもりと思われる人数の推計はできませんが、具体的な支援対象者の特定ができません。ひきこもり対策には、一人ひとりの個別のケースに合わせた支援が必要と考えておりますが、推計のみでは、社会的問題であるとの確証とはなりません。やはり本当に必要な支援には繋がらないのではないかとこのように考えております。ご質問のアンケート後の支援策につきましては、宮若市が考えているような相談窓口の設置といった施策が考えられるのではないかとこのように思いますが、これらにつきましては、現在、すでに県の事業として行なわれております。

守光委員

県の事業ということでありましたけど、これから県とか、国のほうでどのような対策をされているのか、今後どのような方針が予定されているのか、わかる範囲でお願いいたします。

健康・スポーツ課長

国のほうでは、全国のひきこもりの推計数を世界精神保健日本調査の調査結果から全国で約26万世帯というふうに推計しているようでございます。その推計を受けまして、次のような施策を25年度に実施をしております。まず1番目に、ひきこもり対策推進事業としまして、都道府県・指定都市にひきこもり対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を整備する。また合わせて、ひきこもりサポーターを養成・派遣事業をします。2つ目といたしまして、精神保健福祉センター、また保健所関連事業としまして精神保健に関する相談窓口におけるひきこもりの相談を実施すると。3つ目としまして思春期精神保健対策研修会関連事業としまして、ひきこもりを含む思春期精神保健の専門家の養成を行うと。4番目としましては、ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業としまして、コーディネーターの支援のもとボランティアによる家庭等の訪問や、保護者を対象に講習会やグループワーク等を実施する。5番目としましては、ひきこもり等児童宿泊等における集団的な生活指導・心理療法等の実施を行うというふうになっております。

さらに、今後の方針としましては、ひきこもり対策推進事業の拡充としまして、「ひきこもり地域支援センター」を平成25年2月現在で全国で38カ所設置をされておりますが、今後もさらにふやして設置をしていくと。また、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能になるよう、継続的な訪問支援等を行う。これを「ひきこもりサポーター」と呼びますが、これを養成し、派遣する事業を行うとしておりまして、このひきこもりサポーターへの支援事業、派遣事業を政令市以外の市へ今後拡大をする方向性であるというふうに聞いております。

守光委員

障がい者でひきこもっている方の対策とかはどうされているのか、教えてください。

社会・障がい者福祉課長

いわゆるうつ病だとか、統合失調症などの精神疾患、精神障がいをお持ちの方は、私どもの社会・障がい者福祉課のほうで障がい者福祉の観点から支援を行っております。いまも具体的に、生活支援センター、いろいろご相談を受けるセンター、「BASARA」というところがございます、そこには精神保健福祉士が配置されていますので、そちらのほうで御相談があった場合には家庭訪問をしたり、また関係機関をご紹介するなどして具体的な支援は現在行っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

宮若のアンケートの報告書ですけど、一番最後に結果分析というのがされております。調査されたところがされたと思いますが、この結果によりますと18歳以上の1,430人の方にアンケートを送って、回答者がそのうち350人だったと。そのうち狭義のひきこもりが2名、また準ひきこもりも2名というふうなことで、これを宮若市の人口に割り戻して、それぞれ171人こういう方がいらっしゃるのではないかというふうに推計をされておりますが、この結果分析について、どのように読まれているのか、お尋ねします。

健康・スポーツ課長

質問委員言われますとおり、準ひきこもり、それと狭義のひきこもりが2名ということになっております。この率が0.57%というふうにしてございますので、ここが1名違うだけでもかなりの数字としては誤差がでるのかなというふうには思っております。結果としまして、回答率も非常に低うございますので、この辺の実態をそのまま全市的に推計できるのかということにつきましては、やはり少々疑問があるのかなというふうには思っております。

宮嶋委員

実態を知らなければ、施策が立てられないというようなことを先ほどから言われておりますけれども、結局、飯塚の場合どういうアンケートをするかと、するとすればですね、ありますけれども、なかなか郵送でのアンケート調査というのでは、こういう数字しか、やっぱり飯塚の場合も出てこないんじゃないかと思うのであまり意味がないんじゃないかなというふうに思います。先ほどから言われておりますように、いろんな施策、国としての新たな施策とかいうのが出てきて、地域の支援センターが全国にいま35カ所しかないというのも大いに問題なんです、こういう形を作っていくながら、やはり実態を把握していくための相談窓口をつくって、待っているだけでは来ない人たちですから、その辺はまたいろんなところのいろんなノウハウを工夫しながら、相談窓口の工夫っていうのがいると思うんですが、何かその辺についてお考えとかいうのがありましたら。

健康・スポーツ課長

質問者の言われますとおり、実態の把握というのは非常に重要ではないかというふうには考えておりますが、ひきこもりという方の性質上、なかなか実態の把握が難しいところがございます。今回宮若市のアンケートを先進地の分として報告をさせていただいておりますけれど、このとおりやった方がいいのか、それとも宮若市に比べまして人口が多い飯塚市ですので、その対象者を絞ったほうがいいのか、それとも別の形での実態把握がいいのかにつきましては、やはり今後論議をすべきところではないかと思えますし、現状この場でこれが一番いいというふうなお返事はなかなか難しいのではないかと考えております。

宮嶋委員

アンケートではなかなか出てこないというのが、この宮若の調査結果ではわかるんじゃないかなというふうに思います。やっぱりひきこもりの方をご存じなのは、家族ですし地域の方が濃密なところであれば、あそこにはこのくらいの息子さんがいらっしまったとか、自分の息子と同級生だったとか、そういうので地域の方は知ってあると思うんですね。そういう方向で、

ぜひ調査を、この請願書が実態把握のための調査を実施してくださいって書いてあるので、そのアンケート調査というふうにはここには書かれてないんで、その辺が工夫できるのであれば、ぜひその辺の調査をやっていただきたいと思いますが、何かそういう工夫ができますでしょうか。

健康・スポーツ課長

先ほども申しましたが、今のところはどういうふうにすれば実態が最もその把握ができるかというところにつきましては、なかなかご返事ができる状態でございませんのでよろしく願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

松本委員

今、課長の答弁ですがね、先ほどの副委員長の質問の中で、障がい者についてはそういった支援のところではやっているというお話がございましたが、今の課長の答弁では、ここに出てきています自分の家から出られないとか、コンビニまでは行けるけれどもそれ以外は行けないとか、趣味だけは行けるとか、出ていますが、こういった方の相談っていうのは、では本市の場合は、どこで受け付けておられるのでしょうか。また、全然今まではそういう相談がないのかどうなのか、お願いします。

健康・スポーツ課長

飯塚市の場合でしたら、まずいろいろなケースでのご相談がありますので、基本的にはやはり保健センターがいろいろな相談の窓口のときにお話伺って、その後になります。基本的には県の相談窓口のほうを御紹介していくというふうな形で、現在やっております。ただそういったケースがいま何件あるかということについては申し訳ございませんが、ちょっといま把握をしておりません。現在、県のほうではひきこもりの支援センターとしまして、福岡県春日市になります。ひきこもり地域支援センター、これは県内の中核となります施設を設けて運営をしておりまして、それを受けましたその支所、分署的な意味で、保健環境事務所、これは保健所の中になります。そういった心の健康づくり推進事業に位置づけられております精神保健福祉相談事業というのをやっております。ここでもひきこもりの個別相談会をしております。ですので、そちらのほうにご紹介をするというふうな形になっております。

松本委員

いやいや紹介をされているんでしょうけどもね、そういったものがあるんでしょうか、現実的に。皆さん方が窓口でね、県のほうに紹介をしましたと、飯塚の市民の皆さん、こういう方がお見えになって、うちは大変苦慮してるんだが、どこに行ったらいいんでしょうかというようなことがあったのかをお尋ねしているんです。あれば、そのいま言うように県のこういう支援センターがありますのでということを多分ご紹介されるんであると思うんですが、そういうことがあったのかなということをお尋ねします。

健康・スポーツ課長

過去に1件、それに近いようなご相談があったそうですが、お話を聞く中ではどうも精神的な何か問題がありそうということで、県のほうではなくて精神障がいのそちらのほうにご相談してみてもということでご紹介をしたという経過はございますが、それ以外にはちょっと今のところ実例がございません。

松本委員

実例がないのがいいのかですね、実例がないのがご理解をいただけないのでそういうことがないのか、分析しなきゃいかんわけですよ、そこいら辺も。本当に相談をするのがないのであればもう結構なことなんです。多分そうではない。国も、こういう推定をしていますのでね、多分そういうことではないんじゃないかなと。皆さん方にご理解をいただけてない。そう

いうことを市のほうに相談をして、どこかこういう窓口がありますよとか、こういうふうにされたらどうですかというようなことがないのではないのかなというふうに思います。それとこの請願のほうにちょっと戻らせていただきたいんですが、この請願の中で、本市において市の定めた地域福祉計画に新たな課題として提供されていると、こういうひきこもりということで、今年ですか、新しく改定版が市のほうにできたと思いますが、それにはどのように掲げてありましょうか。

社会・障がい者福祉課長

今年度からの10年間の地域福祉の方向性を定めた地域福祉計画の中で、先ほど委員のほうからご指摘がありましたとおり、現在の社会情勢、地域課題として、ひきこもりという新しい地域課題がでてきていますという状況の把握はさせていただきました。これは、この計画を策定するにあたりましては、やはり地域の皆様といろいろご意見を交わしながら、この計画のほうを作成していったんですけれども、この計画の中では、このひきこもりに対しての具体的な解決策ということではなく、そういったひきこもりをはじめとしたさまざまな地域のその福祉課題に対して、地域に住む個人、それから地域の組織、それから関係機関、行政などが連携してどのようにしてそういった方々を支えていけばいいかというふうなことの取り組みの方向性を示した計画を定めたものになっております。

松本委員

支援策をどうかこうとかとか、まだそこまでいってないわけで、飯塚市でやはりそういうことで困っておられる方がいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、まずそこなんですよね。だから市でも、これからの大きい課題であろうということで、多分これ掲げられておるんだろうと思います。そして、その中にはやっぱり地域からの声として、こういうひきこもりの方がうちの地域ではいらっしゃるんだがとか、多いんだがとかいうようなことをもって、いま言われるようにね、この中に組み込まれたんであるというふうに思うんですね。だから、これからの大きな課題であるということ間違いありません。

ただ、ここ請願者がアンケート調査をしてほしいと、15歳以上の市民を対象にアンケート調査をしてほしいという、ここ出ているんですが、大変広い範疇で、学校の生徒さんであれば学校に来ていないとかいうようなことで不登校とか、出てくるでしょうし、障がい者であれば、また障がい者のほうで、そういった施策が出てくるんだろうと思うんですが、ちょうどどこにも当てはまらないと言ったら大変変ですが、当てはまらないんですよね。方々がやっぱり地域にはたくさんいらっしゃるというふうなことで、この地域福祉計画の中に掲げていると思うんですが、まず飯塚の実態を知らないことには支援をしようも、しないも私はないんじゃないかなと思うんですが、ここでは15歳以上を対象にという幅広い範疇なんですけど、これを狭めてとかいうようなお考えはありますか。この請願に対してですので、私どもは請願がどうなのかということをお考えないといけないのでね。15歳以上というアバウトな感覚だけではこれ対象が広過ぎると、私は思っているんです。それでそれについてはどのようなお考えがあるか、考えがありましたらお知らせください。

健康・スポーツ課長

質問委員の言われますとおり15歳以上と言いますと、高齢者まで含まれるような形になっております。高齢者の方までひきこもりという定義をするのかというのは非常におかしなところもあるのではないかと思いますので、言われますとおりある程度仮に実施するとするならば、やはり焦点を絞った、最も有効な調査対象というのを選定すべきではないかというふうには思っております。ただどの程度、どの辺をすれば最も有効かというのは非常に難しゅうございまして、その回答をいただくのもどういうふうにいただくのか、一番私どもがその気にしますのがやはりどういふ原因で、そのひきこもりになっているかっていうところがございまして、そういった内容も非常に検討していかなくはないかなというふうには思っ

ております。

松本委員

いま言われるように大変問題が広いんですね。ここでは都市の幅も広いんですが、内容が大変広い。そして先ほども宮若ですか、秋田を研究したということでしたけれども、についても本当にピンポンを押してもどなたも出ていらっしやらない、聴き取りに行ってもですね。しかし、やっぱり何度も何度も入試なり入社試験に落ちて、自分に自信が持てなくなって、小さくなってひきこもっている、そんな中にヘルパーさんの講座のビラが届くわけですね。それで自分もやってみようという、本当にひきこもっている方の希望、何をもってひきこもっていらっしやるのか、何をもって不安としていらっしやるのかということに、ちょうどそのビラが救いの手であって、そういったところにみなさんが出てこられたというのがビデオの中で見させてもらいましたけれども、やっぱり一人一人不安に思っているのが違うわけですからね。何を対象にしているのかというのはもちろん難しいと思いますが、今、飯塚市の中でもそういった窓口にも来れない。1件以前にあったかもしれないけれども、それはちょっとこのひきこもりとは違うようであるというのであれば、このひきこもりで相談に来られた方はいらっしやらないということですよ。判断するとですね。そうしますと、やっぱり何人おるか分からない、行く場所も分からない、どこに相談していいのかも分からないというのが現状なんじゃないのかなというふうな気がします。それでこういう15歳以上とかというようなことではなくて、やっぱり市が何らかの施策をしていこうと考えておられるのかどうなのかをちょっと伺いたいんですね。幅が狭いなら狭い、小さいなら小さいでいいんですが、そういうお考えはあるのかどうなのかをちょっとお尋ねしたいんですが。

健康・スポーツ課長

お答えします前に相談の件数でございますが、先ほど言いました保健所のほうでございますが、これが相談件数の調査をしておりまして、24年度の6月から12月に全部で3回ですね、3回相談窓口を開かれたようでして、その間に見えた方が13人おいでになったというふうに聞いております。また、田川にあります県立大学のほうで不登校ひきこもりサポートセンターというのを設置してありまして、相談等を受けてあるそうですが、これが23年4月から23年12月までの間で、相談件数が全部で550件、延べにしますと1,485件の相談があったというふうに聞いております。またそのうち、飯塚市の方は63件が飯塚市民であったというふうに報告を受けております。

また、今ご質問の今後の方向性でございますけど、そういった委員が言われますような実態の把握というのは非常に重要だと思っておりますが、先ほど言いましたようになかなかその実態を把握する方法というのを今、なかなか決めかねるようなところでございます。また今後につきましては、請願の中にもございますが、子ども若者育成支援推進法、この中でまず、基本的な方針を国が決めましたら、県のほうがその基本計画をつくるようになる規定がございまして、それを受けて市町村におきまして、その子ども若者の計画をつくりなさいというふうになっております。当然、その中には、ひきこもりに関する対策というものも含まれておるかと思っております。

また、先ほどご報告いたしました中でも、ひきこもりのサポーター、これを県が養成をするというふうにしておりまして、それを派遣する事業は市町村でやってくださいというふうな方向性が出ておりますが、今のところ県に聞きましても、その計画、それから支援事業についてもまだ全然決まってないといいますが、内容がわからないという状態でございますものですから、そこら辺を今後どのようにしていくかというのもまだ決まっておりません。ただ、先ほど委員が言われますように、把握とあわせてですね、そういった計画を踏まえた中での派遣事業、これは全国的なひきこもり対策の一部にはなりますが、その中で飯塚市は合わせてですね、やっていきたいというふうに思っております。

松本委員

今、支援推進法ということが出てきましたが、国なり県なりでこの事業に対してね、市町村とかに支援をするというような制度は、今のところはあっていないという考えでいいんですかね。

健康・スポーツ課長

予算的には国のほうから示されておる分がございますが、飯塚市レベルでの予算というのはございませんで、国、県、政令市までの事業での予算というふうになっております。

松本委員

それは人数とかではなくて、政令市とかということですか。人数が多いからどのとか、少ないからどのという話じゃないということ。

健康・スポーツ課長

先ほど言いましたように、地域支援センターというのを県がつくりなさいと、それから政令市にも置きなさいというふうになっておりますので、そういった事業や先ほど言いました養成事業とかについては、県がやるようになっておりますので、そういったものについての予算というふうになっております。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

これは誰に聞いていいのかわからないんですが、結局、請願の要旨は実態調査、影響を把握するために実態調査をしてくださいと。ひきこもりに対する支援を充実してくださいということなんですよ。このことに関しては、先ほどから質疑を繰り返す中で、十分に議会のほうも、執行部のほうも必要性は感じている。現状はそういう方がいらっしゃるだろうということは、考えが及んでいるわけです。だから請願の要旨という部分については、問題にないというか、私はこれいいなと思うんですけども、この理由の中の一番最後のほうにですね、「よって」からですね、飯塚市の実情を把握するために15歳以上の市民を対象としたアンケート調査というふうに書かれているところが、宮若の例でも思うんですが、アンケート調査もいろいろあるのかなと思いますけど、いわゆる画一的に郵送で何歳から何歳からというふうなくくりをしたとしても、アンケート調査をしてね、実態調査になるのかなという疑問が大いにあるんです。それで、アンケート調査をするということを納得しないとこの請願が通らないような気がするんですが、その辺の判断はどうしたらいいんでしょうか。だれに聞いたらいいんでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:55

再 開 12:03

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

先ほど来から質疑をしておりますとおり、この請願の要旨、趣旨に対しては大いに今から先、本当にひきこもりの方、潜在的にたくさんいらっしゃると思います。いろんな相談を受ける中で、やっぱりお母さんのひとり暮らしの中に息子さんが仕事ができなくなって東京とか、大阪から帰ってみえて、そして結局、お母さんの遺族年金とか少ない年金で、もう生活保護にはかかるか、かからないか、というか、そういう状況の中で暮らしてあって、本当に心配されているというような例も多々見受けます。本当に支援をやっていくということは、大変重要なことだと思いますので、この請願の趣旨には大いに賛成なんですけど、やっぱり先ほど言いますよう

に、アンケート調査をやってもそれによって具体的に、じゃあどの方のところに行くのかということも、もちろん無記名、名前を書いてもらえばいいですけども、無記名の調査になると、名前を書くか書かないかは選択してくださいというようなことになって、ほとんど書いてもらえないと思うので、なかなかアンケートによって人口に割り戻したり、対象者に割り戻したりして、潜在的にこのくらいいらっしゃるのかなというのはわかるかもしれませんが、この宮若の数字を見る限りは、ほとんど役に立っていないというふうに私は思うんで、このアンケート調査をするというところへんが、引っかけります。で、もし、こういう調査に変わることを執行部として、この請願の趣旨に沿った政策ができていくのかどうか、その辺のところをお願いします。

こども・健康部長

私ども市といたしましても、このひきこもりについては重要な課題ということで、先ほど委員からもありましたけど、地域福祉計画に課題として載せております。それで、先ほどうちの課長も答弁しましたけど、国も重要な課題として国、県と下ろしてきておりますけど、ただ市としても黙って県の指導に基づいて待っているのかということでは、私どももいけないと思います。それで、うちの健康・スポーツ課の保健センターを窓口としながら、地域の方、民生委員、自治会、こういうことをやっていくということ、ひきこもりの方のご相談窓口として積極的にやっていきたいということで、それについてまた、県、国のほうにこういう実態をどうしていくかということ強く要望してまいりたいと思いますので、これから先がこういう請願をもとに市としてもひきこもり対策を、窓口ですけど、そういうことをやっていきたいと考えています。

守光委員

この請願に対しまして、様々ですね、質疑または白熱した質疑もありました。委員会としましては、ほとんど質疑のほうが出尽くしたのではないかと思います。そこで、本日、採決に関してですね、委員長でお取りはからいをしていただければと思います。

松本委員

いま副委員長のあれですが、ぜひですね、部長、いま言われましたけれども、やっぱり福祉計画に掲げているというのは地域からそういう声があがっているんですよ。それで、ぜひその窓口を利用してですね、どこで吸い上げていくのかというのを行政はやっぱり考えないといかん。そうしないと進んでいかないと思いますので、ぜひ国県の施策を待つにも及ばず、うちもやるという力強い意見を、今ご答弁いただいておりますので、ぜひそれをやっていただきたいことを強くお願いをしておきます。うちの委員会も全員これについては、やっていかないかんという趣旨を持っています。ただ、この請願については、あまりに広すぎてどこから何をやっていいのかわからんというのが現状ですので、そこら辺を私どもの意図するところを十二分に踏まえていただいて、やっていただきたいことを強くお願いをしておきます。すいません、前後になりまして。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

討論って言いますけども、反対討論ではないんですけども、この請願が出たことによって、やっぱり議会のほうも執行部のほうも本当に重要性を認識しているんな論議をしましたし、勉強もさせていただきました。いい機会を得たというふうに思っております。ただし、このアンケート、何度も言いますけれどもアンケートをとったということでは実情把握にはなかなかならないだろうと思いますので、先ほど部長が答弁されましたように、実効ある政策、対策をぜ

ひ考えていていただきたいということで、請願に対する反対という態度をとらせていただきます。

松本委員

私も宮嶋委員と同様で先ほど申し上げたように、ぜひそのことをやっていただきたいということをお願いをして採決にのぞみたいと思います。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第11号 ひきこもりに対する支援の充実に求める請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成者なし。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市民生委員児童委員の一斉改選について」、報告を求めます。

保護第1課長

「飯塚市民生委員児童委員の一斉改選について」ご報告をさせていただきます。平成22年12月1日に委嘱を受けられた飯塚市の民生委員児童委員288名の皆さんが3年間の任期満了を迎えたことから、一斉改選が行われ、再任を含め、新たに288名の皆さんが平成25年12月1日から平成28年11月30日までの任期で、厚生労働大臣から委嘱を受けられました。この委嘱に伴い、平成25年12月10日にコスモスコモン大ホールにおいて委嘱状の伝達式を執り行いました。今回の一斉改選におきましては、市内各地域の社会福祉の状況等を考慮し、委員定数が4増1減となり計3名増の294名となっておりますが、まだ決定していない地区もございますので6名の欠員となっております。今回の288名の内訳でございますが、再任の委員が216名、新任の委員が72名、男女別では男性111名、女性177名となっております。なお、先ほど申し上げました6名の欠員につきましては、欠員地区で調整が行われたのち、2月の民生委員推薦会で推薦を行い、委嘱される予定でございます。

以上簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について」報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

「指定管理施設の評価について」ご報告させていただきます。現在、社会・障がい者福祉課が所管しております「サン・アビリティーズいいづか」につきましては、平成23年度からの5年間を「特定非営利活動法人いいづか障害児者団体協議会」が指定管理者として管理運営を行っておりますが、平成24年度の業務実績に対する外部評価を「飯塚市指定管理者評価委員会」に諮問し、その評価結果が平成25年12月5日に答申されましたので、結果を配布資料のとおり報告させていただきます。ご覧いただきますとおわかりのとおり、「適正」との総合評価をいただいておりますが、この評価結果につきましては、当該指定管理者へ通知・説明するとともに、特に、意見として付されております災害時の避難訓練について、利用者の協力を得ながら実態に即した訓練を行うよう、改めて指定管理者のほうに指導を行っております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

梶原委員

1点だけ。無難な評価ということですがけれども、もう少しやはりそれ以上の効果が上がるような報告がなされるように、指定管理者のほうには要望していただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。